

改正

平成17年 9月30日条例第18号

平成19年10月 1 日条例第16号

藤井寺市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、本市が保有する情報を広く公開することによって、市政の透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 情報の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、情報を閲覧等に応じ、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 この条例は、個人情報の保護その他市政の公正を保つためやむを得ない場合を除いて、本市が保有する情報は最大限に公開するという基本理念に基づいて、解釈し運用しなければならない。

2 実施機関は、情報の公開に当たり、情報の適切な管理体制及び検索体制の確立に努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けた者は、それによって得た情報を、第三者の権利利益を侵害することのないよう適正に使用しなければならない。

(公開請求権者)

第5条 何人も、この条例により、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

(公開してはならない情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしてはならない。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は慣行により、何人も閲覧できるとされている情報
 - イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、公開しても、この号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報
 - ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報
 - エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると

認められる情報

- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は個人の事業者の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供された情報で、法人等又は個人における常例として公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報

- (3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

- (4) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 実施機関と国等の機関との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係に著しい支障がある情報

- (6) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じる情報

- (7) 法令等の規定により明らかに公開することができない情報及び法律若しくは法律に基づく政令の規定により市長その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関して、主務大臣等から公開してはならない旨の明示の指示がある情報

- 2 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、前項の規定により保護される利益が同項各号に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、公開請求に係る情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

（情報の部分公開）

第7条 実施機関は、公開が請求された情報に前条第1項各号に掲げる非公開の情報が併せて記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって公開の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該情報の公開を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前条第1項各号に掲げる非公開の情報であっても、期間の経過により公開請求を拒否する理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

（公開請求の手続）

第8条 情報の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した公開請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
(2) 公開の請求をしようとする情報を特定するために必要な事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(情報の公開請求に対する応答義務)

第9条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、公開を行うかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、その期限を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は速やかに延長の理由を公開の請求をした者（以下「公開請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を公開請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、請求に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を行ったときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関が公開決定等を行わないときは、公開請求者は、公開をしないこととする決定があったものとみなすことができる。

(公開の実施)

第10条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定を行ったときは、公開請求者に対して、速やかに情報の公開を行わなければならない。

2 情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が別に定める方法により行う。

3 実施機関は、公開の請求に係る情報を公開することにより、当該情報を記録した文書等を汚損又は破損させるおそれがあるとき、部分公開を行うときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより、情報の公開を実施するものとする。

4 情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

(著しく大量な情報の公開請求に係る公開等決定の期限の特例)

第11条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、受理日から起算して30日以内にその全てについて公開の決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る情報の相当の部分につき、当該期間内に公開の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開の決定をすれば足りるものとする。この場合において、第9条第1項の期間内に、同条第2項後段の規定の例により、公開請求者に通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 公開請求に係る情報が国、地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって必要があると認めるときは、当該情報に係る第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1項第1号エ又は同項第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を書面により通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該情報を公開するときは、公

開決定の日から起算して30日を経過した日以後に公開しなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第15条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（費用負担）

第13条 第10条第1項及び第2項の規定により写しの交付等を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審理員による審理手続の適用除外）

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に不服のある者は、行政不服審査法の定めるところにより審査請求をすることができる。

2 前項に規定する審査請求を受けた実施機関（以下この条、次条及び第17条において「審査庁」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、藤井寺市情報公開審査会（次条第1項を除き、以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

3 審査庁は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 審査会は、第2項に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

5 審査庁は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。

（藤井寺市情報公開審査会の設置）

第16条 前条第2項に規定する審査庁の諮問に応じて審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項本文の規定に基づき、藤井寺市情報公開審査会を設置する。

2 審査会は、前条に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、情報公開に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱するものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に掲げるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（審査会の調査権限）

第17条 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第18条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等という。第5項において同じ。）を招集して行うものとする。

3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第19条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第17条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第18条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第21条 審査会は、第17条第3項若しくは第4項又は第19条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。））にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した審査請求人等を除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めるこ

とができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第22条 第15条第2項に規定する審査請求に関し審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(情報の提供)

第24条 実施機関は、市民が必要とする情報の提供に努め、市政に対する正確でわかりやすい情報を市民が容易に利用できるように努めなければならない。

(出資法人等の責務)

第25条 市が出資する法人及び団体は、その管理する情報については、市民の必要とする情報の提供に努めるものとする。

2 法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この項において「指定管理者」という。）は、その保有する情報であって当該指定管理者が管理を行う公の施設に関する情報については、市民の必要とする情報の提供に努めるものとする。

(他の制度との調整)

第26条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、公文書等を閲覧若しくは縦覧又は公文書等の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合における当該公文書等の閲覧及び写し等の交付については適用しない。

(運用状況の公表)

第27条 実施機関は、この条例の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成11年4月1日以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用し、同日前に実施機関が作成し、又は取得した情報については、整理が終了した情報から適用する。

附 則（平成17年9月30日条例第18号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成19年10月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤井寺市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てから適用し、施行日前になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。